市町村のご担当者様

新しい働き方をご提案します！

専門調査員との兼業が、地域おこしの土台をつくる

地域おこし協力隊 × 農林水産統計調査 専門調査員



市町村のご担当者様、こんなお悩みはありませんか？

- 隊員が地域住民と関係を築くきっかけが欲しい
- 任期終了後の隊員の定住化を図りたい
- 隊員になりたいと思う“魅力”をうまく伝えたい

ご提案 専門調査員との兼業

メリット 01 隊員能力の向上

- 農水省による事前研修で、統計の知識や農業実態を学べます。
- 農家とコミュニケーションしながら調査を進めるので農家との交流やつながりができます。
- 現場の声×統計データにより、説得力ある地域振興・農業施策の提案が可能になります。

メリット 02 定住を後押し

- 非常勤の国家公務員として、調査件数に応じた報酬が支払われます。
- 自治体の予算を使わずに、隊員の経済的安定と定住を後押しできます。

メリット 03 隊員制度の魅力向上

兼業による好事例を蓄積していくことで、隊員募集の強みとなります。

専門調査員とは？

現場でのコミュニケーション力を活かせる、やりがいのある仕事です。任命期間中は、非常勤の一般職の国家公務員となり、従事した調査や業務に応じて、所定の手当が支払われます。

【業務例】
- 農畜産物の生産コストなど、経営に関して農家から聞き取って把握する
- 水稲の生産状況などについて、ほ場に出向いて把握する　など

専門調査員の業務の特徴

- ライフスタイルに合わせて働き方を選べる
- 地域の農業者と交流・つながることができる
- はじめに農業の知識がなくても大丈夫



農林水産省

兼業に関するQ&A



Q. 自治体側から兼業の許可が必要ですか？

A. ［会計年度任用職員の場合］ 地方公務員法第38条に基づく「兼業許可」が必要になります。ただし、パートタイムの職員は、営利企業への従事等の制限の対象外とされており、許可は不要です。
［委託契約の場合］ 自治体との委託契約内容に抵触しなければ、基本的に許可は不要です。
なお、上記のいずれかの場合で許可が不要であっても、隊員から兼業を行う旨の報告は求める必要があります。

Q. 専門調査員との兼業により協力隊の本来の業務に支障は出ませんか？

A. 専門調査員業務は、毎日決まった時間に、決まった業務を行う必要はありません。調査対象となる農家や作物に応じて、業務を行う期間や時間が異なります。そのため、隊員の皆様が農政局等に事前に相談しながら協力隊の本来業務に支障が出ない範囲で業務量を調整し、少ない受け持ち数からの「スモールスタート」が可能ですので、無理のない形で兼業できます。なお、兼業に当たっては、協力隊としての本来業務に支障が生じないよう、地域おこし協力隊の担当部署とも必ず連携を取るようにしてください。詳細は、地域おこし協力隊ナビの通知・資料に掲載されている「地域おこし協力隊　よくある質問（FAQ）」問7をご確認ください。

Q. 専門調査員は協力隊と兼業しても問題ありませんか？

A. 専門調査員は非常勤の一般職の国家公務員で守秘義務を有するため、次の掲げる仕事との兼業はできませんが、その他の仕事であれば兼業を認めています。農業や自営業をしながら調査していただいている方がいます。

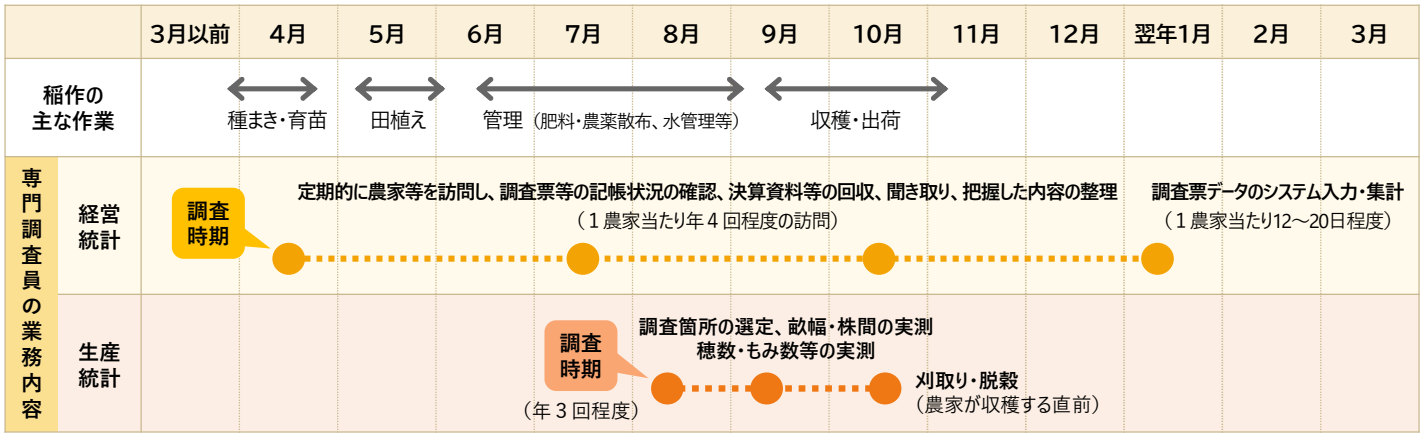
- 警察及び税務関係の仕事
- 新聞記者等報道関係の仕事
- 興信所等に勤務する方
- 選挙運動等に直接関わる方
- 農林水産関係の補助金の支払業務を行う方（経営統計業務を希望する方が該当）
- 米の先物取引に参加している方（生産統計業務を希望する方が該当）

参考

専門調査員の応募の流れ

［ **募集** ］　1月中旬～2月中旬
［ **面接** ］　1月下旬～2月下旬
［ **基礎的研修** ］　2月下旬～3月中旬　（調査・農業の基本的知識について習得します）
［ **任命** ］　4月上旬

年間の業務スケジュールの平均的な事例（水稲を調査する業務の場合）



SAFF データの力で。農林水産統計 Statistics of Agriculture, Forestry and Fisheries

まずは、お近くの農政局へお気軽にご相談ください。
農林水産省 中国四国農政局 統計部 統計企画課
〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号
086-224-4511（代表）（内線2738、2721）

専門調査員の詳しい情報はこちら
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kikaku/senmon_tyousain_fukyu.html